

e oモバイル契約約款

平成30年1月1日

株式会社ケイ・オプティコム

目次

約款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 e oモバイルの種類	2
第4条 e oモバイルの種類	
第3章 契約	2
第5条 契約の単位	
第6条 契約申込をすることができる者の条件	
第7条 契約申込の方法	
第8条 契約申込の承諾	
第9条 最低利用期間	
第10条 契約者識別番号	
第11条 e oモバイルの利用の一時中断	
第12条 契約者の氏名などの変更の届出	
第12条の2 品目の変更	
第13条 利用権の譲渡の禁止	
第14条 契約者が行う契約の解除	
第15条 当社が行う契約の解除	
第16条 その他の提供条件	
第4章 付加機能	5
第17条 付加機能の提供	
第18条 付加機能の廃止	
第5章 EM chipの貸与など	5
第19条 EM chipの貸与	
第20条 契約者識別番号その他の情報の登録など	
第21条 EM chipの情報消去および返還	
第22条 EM chipの管理責任	
第23条 暗証番号	
第6章 利用中止および利用停止	6
第24条 利用中止	
第25条 利用停止	
第7章 通信	7
第26条 通信	
第27条 電波伝播条件による通信場所の制約	
第28条 削除	
第29条 通信利用の制限	
第30条 通信の利用を制限する措置	

第30条の2	同上	
第8章	料金など	9
第1節	料金および工事に関する費用	9
第31条	料金および工事に関する費用	
第2節	料金などの支払義務	10
第32条	基本使用料および付加機能利用料の支払義務	
第33条	パケット通信料の支払義務	
第34条	ユニバーサルサービス料の支払義務	
第35条	手続きに関する料金の支払義務	
第36条	工事費の支払義務	
第3節	料金の計算および支払い	11
第37条	料金の計算および支払い	
第4節	預託金	11
第38条	預託金	
第5節	割増金および延滞利息	12
第39条	割増金	
第40条	延滞利息	
第9章	保守	12
第41条	契約者の維持責任	
第42条	契約者の切分責任	
第43条	修理または復旧	
第44条	修理または復旧の場合の暫定措置	
第10章	損害賠償	13
第45条	責任の制限	
第46条	免責	
第11章	雑則	14
第47条	承諾の限界	
第48条	無線事業における利用の禁止	
第49条	利用に係る契約者の義務	
第50条	契約者に係る情報の利用	
第51条	電気通信事業者への情報の通知	
第52条	法令に規定する事項	
第53条	専属的合意管轄裁判所	
第54条	準拠法	
第55条	サービスの終了	
第56条	e o I Dの提供	
別記		17
1	契約者の地位の承継	
2	端末設備に異常がある場合などの検査	
3	自営電気通信設備に異常がある場合などの検査	

- 4 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等
- 5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い
- 6 端末設備の電波法に基づく検査
- 7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い
- 8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査
- 9 課金対象パケットの情報量の測定など
- 10 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取り扱い
- 11 自営端末設備の接続
- 12 自営電気通信設備の接続
- 13 検査などのための端末設備の持込み
- 14 新聞社などの基準
- 15 e oモバイルの利用における禁止行為
- 16 削除
- 17 当社がe oモバイル契約者の支払状況などの情報を通知する電気通信事業者

料金表	22
通則	22
第1表 料金	24
第2表 工事費	36
附則	37

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このe oモバイル契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりe oモバイルを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 e oモバイル	ソフトバンク株式会社（以下「特定事業者」といいます。）のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
4 e oモバイル3 G	ソフトバンク株式会社のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
5 e oモバイルサービス取扱所	e oモバイルに関する業務を行う事業所
6 e oモバイル契約	当社からe oモバイルの提供を受けるための契約
7 e oモバイル契約者	当社とe oモバイル契約を締結している者
8 e oモバイル3 G契約	当社からe oモバイル3 Gの提供を受けるための契約
9 e oモバイル3 G契約者	当社とe oモバイル3 G契約を締結している者
10 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
11 移動無線装置	e oモバイル契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
12 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
13 契約者回線	e oモバイル契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

14 EM chip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がe oモバイル3 Gの提供のために契約者に貸与するもの
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
16 自営端末設備	当社が別に定めるところにより売り切りをした端末設備以外の端末設備
17 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 契約者回線など	契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 e oモバイルの種類

（e oモバイルの種類）

第4条 e oモバイルには、料金表第1表（料金）に規定する種類があります。

第3章 契約

（契約の単位）

第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のe oモバイル契約を締結します。この場合、契約者は、1のe oモバイル契約につき1人に限ります。

（契約申込をすることができる者の条件）

第6条 e oモバイル3 G 7. 2Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 4 2 Mコース

光ハイブリッドタイプ（以下「光ハイブリッドタイプ」といいます。）の契約の申し込みをすることが

できる者は、当社の光ファイバーアクセスサービス契約約款もしくはe o光ネット【マンションタイプ】

会員規約またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービス(以

下「e o光ネット」といいます。)を利用する者に限ります。なお、1のe o光ネットの契約につき、

光ハイブリッドタイプの契約は、最大5の契約までとなります。

(注)平成25年7月1日からe oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの新規申込の受付は行いません。また、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプはe oモバイル3G 2.1Mコース 光ハイブリッドタイプに変更となります。

(契約申込の方法)

第7条 e oモバイル契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をe oモバイルサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法によりe oモバイル契約の申し込みをするときは、この限りではありません。

- (1) e oモバイルの種類
- (2) e oモバイルの品目など
- (3) 削除
- (4) その他e oモバイル契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、e oモバイル契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申し込みをした者が当社のe oモバイルの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
- (3) 削除
- (4) 当社が別に定める1の契約者に承諾する契約数の制限を超えて申し込まれたとき。
- (5) 第48条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第9条 e oモバイル3Gには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、e oモバイル3Gの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して2年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にe oモバイル3G契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

4 当社が別に定める規定に基づきe oモバイル3Gの申し込みがあり、当社がその契約申込の承諾した場合は、前項の規定は適用しません。

(契約者識別番号)

第10条 e oモバイルの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、e oモバイルの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、e oモバイルの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(e oモバイルの利用の一時中断)

第11条 当社は、e oモバイル3G契約者から当社所定の方法により請求があったときは、e oモバイル3Gの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくe oモバイル3Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者の氏名などの変更の届出)

- 第12条 e oモバイル契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにe oモバイルサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(品目の変更)

- 第12条の2 e oモバイル契約者は、e oモバイルの品目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第6条（契約をすることができる者の条件）および第8条（契約申込の承諾）の既定に準じて取り扱います。
 - 3 前2項に規定する品目の変更は、e oモバイル3G 7. 2Mコース 光ハイブリッドタイプとe oモバイル3G 7. 2Mコース ルータータイプの間のみとします。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 e oモバイルに係る利用権（e oモバイル契約者が契約に基づいてe oモバイルの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第14条 e oモバイル契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめe oモバイルサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第15条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第25条（利用停止）の規定によりe oモバイルの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) e oモバイル3G 7. 2Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプについては、利用の条件となるe o光ネットの契約が解除となったとき。

2 前項第1号の規定にかかわらず、当社は、e oモバイル契約者が第25条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、e oモバイルの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

（注）当社は、本条第1項または第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第16条 e oモバイル契約に関するその他の提供条件については、別記1に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第17条 当社は、e oモバイル契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したe oモバイル契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、e oモバイルに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、e oモバイル契約者から請求があったときは、前項に規定する付加機能の変更を行います。

3 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申込の承諾）および第14条（契約者が行う契約の解除）の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）

第18条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているe oモバイル契約者から、e oモバイル契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。

第5章 EM chipの貸与など

（EM chipの貸与）

第19条 当社は、e oモバイル3G契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1のe oモバイル3G契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者識別番号その他の情報の登録など）

第20条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。

- (1) EM chipを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第2項または第44条（修理または復旧の場合の暫定処置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号などの登録を行います。

（EM chipの情報消去および返還）

- 第21条 当社は、次の場合には、当社のe oモバイル3 G契約者に貸与するEM chipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
- (1) そのEM chipの貸与に係るe oモバイル3 G契約の解除があったとき。
 - (2) その他、EM chipを利用しなくなったとき。
- 2 当社のEM chipの貸与を受けているe oモバイル3 G契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するe oモバイルサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。なお、e oモバイル3 G契約者がEM chipを当社に返還する際にe oモバイル3 G契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから1カ月以内にe oモバイル3 G契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）
- 3 前項の規定によるほか、第19条（EM chipの貸与）第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、e oモバイル3 G契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

（EM chipの管理責任）

- 第22条 EM chipの貸与を受けているe oモバイル3 G契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 EM chipの貸与を受けているe oモバイル3 G契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けているe oモバイル3 G契約者が利用したものとみなして取り扱います。
 - 4 当社は、EM chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

（暗証番号）

- 第23条 e oモバイル3 G契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号（そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのe oモバイル3 G契約者が登録を行ったものとみなします。
- 2 e oモバイル3 G契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第24条 当社は、次の場合には、e oモバイルの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または特定事業者の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
- (2) 第29条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、本条の規定によりe oモバイルの利用を中止するときは、あらかじめそのことをそのe oモバイル契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第25条 当社は、e oモバイル契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（e oモバイルの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのe oモバイルの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) e oモバイル契約の申し込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第12条（契約者の氏名などの変更の届出）の規定に違反したとき、または同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 第48条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 第49条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 別記2もしくは3の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等（別記4に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 別記5、6、7または8の規定に違反したとき。
- (9) 第38条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、本条の規定によりe oモバイルの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日などをそのe oモバイル契約者に通知します。

ただし、第12条（契約者の氏名などの変更の届出）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には、通知を行ったものとみなします。

第7章 通信

(通信)

第26条

- 1 削除
- 2 e oモバイル3Gにおいては特定事業者のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。
- 3 削除

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第27条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

（注）本条に規定するサービス区域については、e oモバイル3Gにおいては特定事業者のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。

第28条 削除

（通信利用の制限）

第29条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているe oモバイル（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社などの機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

2 e oモバイル3 Gの通信利用の制限については、特定事業者のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。

3 削除

（通信の利用を制限する措置）

第30条 前条の規定による場合のほか、当社は、e oモバイル契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

（1）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。

（2）パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社または特定事業者の電気通信設備を占有するなど、その通信がe oモバイルの提供に支障を及ぼすおそれがあるとき当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（3）一定期間内に大量または多数の通信があったとき当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止すること。

（4）e oモバイル契約者が別記15に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

2 e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプについては、20時から翌日の2時の間に通信速度の制限（上り下り128kbps）を行います（ただし、当該制限を行う間にe oモバイル3 Gとして通信の利用を行う場合）。

第30条の2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、e oモバイル契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条第1項および第2項の規定によりe oモバイル契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

（注）本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

（注）本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第8章 料金など

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第31条

1 削除

2 e oモバイル3 Gに係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、付加機能利用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料および手続きに関する料金とします。

3 e oモバイル3 Gの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

4 削除

第2節 料金などの支払義務

(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)

第32条 e oモバイル契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)および第3(付加機能利用料)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断などによりe oモバイルを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、e oモバイルを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのe oモバイルを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのe oモバイルについての基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料および付加機能利用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(パケット通信料の支払義務)

第33条 e oモバイル3 G(e oモバイル3 G 7. 2Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 2.1Mコース 光ハイブリッドタイプ以外) 契約者は、その契約者回線と契約者回線などとの間のパケット通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。)について、別記9の規定により測定した情報量と料金表第1表第2(パケット通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 e oモバイル3 G (e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ以外) 契約者は、パケット通信料について、当社の機器(特定事業者の機器を含みます。)の故障などにより正しく算定することができなかつた場合は、過去の利用実績などを勘案して当社が別記1 0に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第3 4条 e oモバイル3 G契約者は、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス料)に規定する料金(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成1 4年6月1 9日総務省令第6 4号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。)の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があつたときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があつたときは当該月分のその料金は請求しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第3 5条 e oモバイル契約者は、e oモバイルに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあつたときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第3 6条 e oモバイル契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取り消し(以下この条において「解除など」といいます。)があつたときは、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除などがあつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除などがあつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第3 7条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第3 8条 e oモバイル3 G契約者は、次の場合には、e oモバイルの利用に先立って預託金を預け入れ

ていただくことがあります。

(1) e oモバイル3 G契約の申し込みの承諾を受けたとき。

(2) 第25条(利用停止)第1項第1号または第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約ごとに10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのe oモバイル3 G契約の解除など、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第39条 e oモバイル契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第40条 e oモバイル契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第41条 e oモバイル契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)などに適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、e oモバイル契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第42条 e oモバイル契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、e oモバイル契約者から要請があったときは、当社は、e oモバイルサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をe oモバイル契約者に通知します。

- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、e oモバイル契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧)

第43条 当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合には、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第29条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記14の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

- 2 特定事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとしてします。

ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

- 3 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第29条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するための修理または復旧の順位については、e oモバイル3Gについては特定事業者のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）準ずるものとしてします。

(修理または復旧の場合の暫定措置)

第44条 当社は、当社または特定事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契

約者識別番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第45条 当社は、e oモバイルを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのe oモバイルが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、e oモバイルが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのe oモバイルに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）の（3）に規定する最大パケット通信料から基本使用料に係るパケット通信料を減額して得た料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失によりe oモバイルの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第46条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款などの変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造などをしなければならなくなったときは、当社は、その改造などに要する費用に限り負担します。

3 当社は、e oモバイル契約者がe oモバイルを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。

4 当社は、電波状態により、e oモバイルの利用により送受信された情報などが破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

5 契約者が、e oモバイルの利用に関連し、他の契約者はまたは第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該契約

者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第47条 当社は、e oモバイル契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第48条 e oモバイル契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業（電気通信事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第49条 e oモバイル契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備もしくは自営電気通信設備またはEM chipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でe oモバイルを利用しないこと。

なお、別記15に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(契約者に係る情報の利用)

第50条 当社は、e oモバイル契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、e oモバイルの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(電気通信事業者への情報の通知)

第51条 e oモバイル契約者は、第14条（契約者が行なう契約の解除）または第15条（当社が行う契約の解除）の規定に基づきe oモバイル契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記17に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日および支払状況などの情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(法令に規定する事項)

第52条 e oモバイルの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第53条 e oモバイル契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第54条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

(サービスの終了)

第55条 当社は、次の場合には、e oモバイルを終了することがあります。

(1) e oモバイルを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定したe oモバイルの提供

ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

(2) 当社が提供する他のサービスに伴い、e oモバイルの必要性が著しく低下したと当社が判断したと

とき。

(3) 経営上、技術上などの理由によりe oモバイルが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運

営が事実上不可能になったとき。

(4) その他の理由でe oモバイルが提供できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定によりe oモバイルを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを契約者に通知します。

ただし、第12条（契約者の氏名などの変更の届出）に規定する届出を怠ったことにより通知できな

い場合には通知を行ったものとみなします。

(eoIDの提供)

第56条 当社は、e oモバイル契約を締結した場合は、e oモバイル契約者に対し、1のe o I Dを提供します。ただし、既にeoIDを保有している場合は、この限りではありません。

2 e o I Dの利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定めるe o I D利用規約において定めます。e oモバイル契約者は、e o I Dを取得した時点でe o I D利用規約に同意するものとします。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて e o モバイルサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

2 端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、e o モバイル契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
この場合、e o モバイル契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) e o モバイル契約者は、(1) の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

3 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 2 の規定に準じて取り扱います。

4 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

- (1) e o モバイル契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 5 において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理などを行っていただきます。
- (2) 当社は、(1) の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、e o モバイル契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) e o モバイル契約者は、(2) の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記5の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記5の規定に準ずるものとします。

8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記6の規定に準ずるものとします。

9 課金対象パケットの情報量の測定など

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障など発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

10 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

(1) 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において特別の事情があるときは、e oモバイル3G契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

11 自営端末設備の接続

(1) e oモバイル契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあつては、契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記11において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、e oモバイルサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適

合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) e oモバイル契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) e oモバイル契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをe oモバイルサービス取扱所に通知していただきます。

1.2 自営電気通信設備の接続

(1) e oモバイル契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この別記1.2において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、e oモバイルサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) e oモバイル契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをe oモバイルサービス取扱所に通知していただきます。

1.3 検査などのための端末設備の持込み

e oモバイル契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にe oモバイルサービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 契約者識別番号の登録などを行うとき。

(2) 別記2または1.1の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

1.4 新聞社などの基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。

2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 e o モバイルの利用における禁止行為

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物などである疑いがあるものとして告示により広告などを広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行なう行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) e o モバイルにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (10) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとするごとに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13) 人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為

- (17) 違法行為（けん銃などの譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (22) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為

16 削除

17 当社がe oモバイル契約者の支払状況などの情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社サジェスタム、株式会社ノジマ、日本通信株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、楽天イー・モバイル株式会社、株式会社エディオンコミュニケーションズ、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、KDDIバリューイネイブラー株式会社、フリービット株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、トーンモバイル株式会社、沖縄バリューイネイブラー株式会社

料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、e oモバイル契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料およびパケット通信料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料の日割り)

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、に、基本使用料の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の基本使用料は、その増加または減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 4 前項第1号から第5号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第32条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 5 第3項第6号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 7 e oモバイル契約者は、料金および工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 8 料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 9 e oモバイルに関する料金額はこの料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

- 1 0 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 1 1 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

(品目変更の際の料金の計算方法)

- 1 2 品目の変更があった場合の料金の計算は、変更請求月は変更前の品目の料金となり、その翌月から変更先の品目の料金が適用となります。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

区 分	内 容																			
(1) 基本使用料の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信の種類を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">e oモバイル 3 G</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">7. 2 Mコース</td> <td style="text-align: center;">光ハイブリッドタイプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルータータイプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">USBタイプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 1 Mコース</td> <td style="text-align: center;">USBタイプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 1 Mコース</td> <td style="text-align: center;">光ハイブリッドタイプ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 削除 ウ 削除</p>	種類	品目		削除			e oモバイル 3 G	7. 2 Mコース	光ハイブリッドタイプ	ルータータイプ	USBタイプ	2 1 Mコース	USBタイプ		2 1 Mコース	光ハイブリッドタイプ	削除		
種類	品目																			
削除																				
e oモバイル 3 G	7. 2 Mコース	光ハイブリッドタイプ																		
		ルータータイプ																		
		USBタイプ																		
	2 1 Mコース	USBタイプ																		
	2 1 Mコース	光ハイブリッドタイプ																		
削除																				
(2) 最低利用期間内に契約者回線の解除などがあつた場合の料金の適用	<p>ア e oモバイル3 Gには、1の契約ごとに最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除などがあつた場合は、第3 2条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">契約解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">e oモバイル 3 G</td> <td style="text-align: center;">光ハイブリッドタイプ以外</td> <td style="text-align: center;">残余の期間に対応する基本使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">光ハイブリッドタイプ</td> <td style="text-align: center;">残余の期間に953円（税込額1,029円）を乗じた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、（3）複合利用割引の適用において、契約申込をしている者の責によらない理由によりe o光ネットが提供できない場合、複合利用割引の条件を満たさなくなったことにより、当該e oモバイル3 G契約を解除する場合は、この限りではありません。</p> <p>また、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプにおいても、契約申込をしている者の責によらない理由によりe o光ネットが提供できない場合も同様とします。</p>	種類	区分	契約解除料	e oモバイル 3 G	光ハイブリッドタイプ以外	残余の期間に対応する基本使用料	光ハイブリッドタイプ	残余の期間に953円（税込額1,029円）を乗じた額	削除										
種類	区分	契約解除料																		
e oモバイル 3 G	光ハイブリッドタイプ以外	残余の期間に対応する基本使用料																		
	光ハイブリッドタイプ	残余の期間に953円（税込額1,029円）を乗じた額																		
削除																				
(3) 削除																				

2 料金額

(1) 削除

(2) e oモバイル3 Gに係るもの

ア イ、ウ以外

区分	単位	料金額
基本使用料	1契約者識別番号ごとに月額	953円 (税込額 1,029円)

イ e oモバイル3 G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ

区分	単位	料金額
基本使用料	1契約者識別番号ごとに月額	2,381円 (税込額 2,571円)

ウ e oモバイル3 G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ

区分	単位	料金額
基本使用料	1契約者識別番号ごとに月額	2,648円 (税込額 2,859円)

(3) 削除

第2 パケット通信料

1 適用

e oモバイル3Gに係るもの（光ハイブリッドタイプ以外）

区 分	内 容								
(1) パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1 料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定するパケット通信料を適用します。								
(2) 基本使用料に係るパケット通信料の減額適用	<p>ア 契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、次表のとおり、基本使用料に係る料金の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>パケット通信量</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,825パケット</td> <td style="text-align: right;">953円 (税込額 1,029円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アで規定する支払いを要しない料金については、料金表通則3の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>	パケット通信量	支払いを要しない料金	23,825パケット	953円 (税込額 1,029円)				
パケット通信量	支払いを要しない料金								
23,825パケット	953円 (税込額 1,029円)								
(3) 最大パケット通信料の適用	<p>最大パケット通信料は、2（料金額）に定めるパケット通信料の規定にかかわらず、次表に定める額を上限として適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>パケット通信料</th> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最大パケット通信料</td> <td>7. 2Mコース</td> <td style="text-align: right;">4,658円 (税込額 5,030円)</td> </tr> <tr> <td>21Mコース</td> <td style="text-align: right;">5,610円 (税込額 6,058円)</td> </tr> </tbody> </table>	パケット通信料	区分	料金額	最大パケット通信料	7. 2Mコース	4,658円 (税込額 5,030円)	21Mコース	5,610円 (税込額 6,058円)
パケット通信料	区分	料金額							
最大パケット通信料	7. 2Mコース	4,658円 (税込額 5,030円)							
	21Mコース	5,610円 (税込額 6,058円)							

(4) 複合利用割引の適用	<p>ア 当社は、イに定める条件を満たすe oモバイル3 G契約者から申し出があった場合には、そのe oモバイル3 G契約に係るパケット通信料について、1適用(3)に規定にかかわらず、その料金額は次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パケット通信料</th> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最大パケット通信料</td> <td>7. 2Mコース</td> <td>4,458円 (税込額 4,814円)</td> </tr> <tr> <td>21Mコース</td> <td>5,410円 (税込額 5,842円)</td> </tr> </tbody> </table>	パケット通信料	区分	料金額	最大パケット通信料	7. 2Mコース	4,458円 (税込額 4,814円)	21Mコース	5,410円 (税込額 5,842円)
	パケット通信料	区分	料金額						
最大パケット通信料	7. 2Mコース	4,458円 (税込額 4,814円)							
	21Mコース	5,410円 (税込額 5,842円)							
<p>イ 複合利用割引の申し出を行うことができる条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1)当社が別に定めるe o光ネットを契約しており、かつ、そのe o光ネットの契約が利用休止の適用を受けていない者もしくはe o光ネットの契約申込をし当社からその承諾を受けた者</p> <p>(2)当社が別に定める条件に適合するもの</p> <p>ウ 複合利用割引は、e o光ネット契約者が指定する1の契約者回線に限り5の契約までの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、アの申し出をしたe oモバイル3 G契約者が現にe o光ネットの契約を締結しているもしくは契約申込をしていることを確認します。</p> <p>オ 当社は、複合利用割引に係るe o光ネット契約の解除またはイに規定する条件を満たさなくなった場合もしくはe oモバイル3 G契約を解除した場合は、複合利用割引を廃止します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p>									

2 料金額

e oモバイル3 Gに係るもの(光ハイブリッドタイプ以外)

区分	単位	料金額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに	0.04円 (税込額 0.043円)

第3 付加機能利用料

1 適用

(1) 付加機能に係る料金の適用	ア 当社が提供する付加機能を利用した場合には、2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。					
	イ 付加機能利用料については、次の場合が生じたときは、約款第32条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金の支払い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったとき。</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金の支払い	(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。	(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったとき。
区 分	料金の支払い					
(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。					
(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。					

2 料金額

(1) 削除

(2) e oモバイル3Gに係るもの

区 分		単 位		料金額（月額）
1 電子メール機能	e oモバイルサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能及び当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	基 本 額	1のメールアドレス利用につき (200MB)	無料
		加 算 額	1メールアドレス追加ごとに	200円 (税込額 216円)

	備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ e oモバイル3 G契約者は、利用するメールアドレスの数および1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は200MBとします。</p> <p>オ メール情報蓄積容量の変更により、1のメールアドレスごとに利用できるメール情報蓄積容量は5GBとなります。</p> <p>カ 当社は、e oモバイル3 G契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをe oモバイル3 G契約者に通知します。</p> <p>キ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ク e oモバイル3 G契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、そのe oモバイル3 G契約者からの電子メール</p>					
		<p>の転送機能を継続して行うことについてe oモバイル3 Gの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、そのe oモバイル3 G契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（クの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>					
2 ホームページ開設機能	e oモバイルサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積または転送などを行うことができる機能をいいます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="823 1344 879 1523">基本額</td> <td data-bbox="879 1344 1098 1523">1のホームページアドレスごとに (20MB)</td> <td data-bbox="1098 1344 1410 1523" rowspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1523 879 1655">加算額</td> <td data-bbox="879 1523 1098 1655">1ホームページ蓄積容量5 MBごとに</td> </tr> </table>	基本額	1のホームページアドレスごとに (20MB)	無料	加算額	1ホームページ蓄積容量5 MBごとに
基本額	1のホームページアドレスごとに (20MB)	無料					
加算額	1ホームページ蓄積容量5 MBごとに						
			200円 (税込額 216円)				

備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものと し、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>イ e oモバイル3 G契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5 MB 単位で最大180MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他 e oモバイル3 G契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、 現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、または消去するこ とがあります。</p> <p>エ 当社は、現にホームページとして蓄積している情報に対し、当社が別に定める ソフトウェアを用いてコンピューターウイルスまたは不正なプログラムなど (以下「ウイルスなど」といいます。)の検知を行います。ただし、本検知につ いては当社が別に定めるパターンファイル(ウイルスなどを検知するため、各々 のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)に基づき実施するものであ り、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、エの規定によるウイルスなどの検知によりホームページ上に有害な 情報が含まれていると認めた場合、または他人の著作権その他の権利を侵害し、 公序良俗に反し、または法令に反する態様でホームページが利用されていると 認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止を行う ことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の 停止をされたe oモバイル3 G契約者が、なおその事実を解消しないときは、そ のe oモバイル3 G契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあり ます。</p> <p>キ オからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の転 送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は あらかじめ、そのことをe oモバイル3 G契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、e oモバイル3 G契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行 わないときは、そのe oモバイル3 G契約者のホームページの利用の廃止を行 うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをe oモバイル3 G契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(ウからカまでの規定および クの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしく は消去またはホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含 みます。)については、責任を負いません。</p>
3 削除	

4 ウイルスチェック機能	e oモバイル3 Gに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	200円 (税込額 216円)
備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>		
5 削除			
6 アクセス分析機能	e oモバイル3 G契約者が開設したホームページについて、アクセスの集計情報を提供する機能をいいます。	1機能ごと	150円 (税込額 162円)
備考	<p>ア e oモバイル3 G契約者が、当社のe oモバイルサービス取扱局に設置されたホームページ情報蓄積装置を利用して開設している1のホームページに限り、この機能を利用できます。</p> <p>イ 当社は、本機能で提供する情報について、完全性、正確性などを保証しません。</p> <p>ウ 本機能で提供する情報の集計期間その他提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 平成26年4月1日より、本機能の新規申込の受付は行いません。</p>		

第4 ユニバーサルサービス料
e oモバイル3Gに係るもの

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに月額	2円 (税込額 2.16円)

第5 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容	
(1) 手続きに関する 料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	e oモバイルの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
	変更事務手数料	e oモバイル3 G契約者からの請求により、そのe oモバイル3 G契約の品目の変更（e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプとe oモバイル3 G 7. 2 Mコース ルータータイプの間に限ります。）を行う場合には、e oモバイル3 G契約者は、2 料金額（2）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。
	EM chip再発行 手数料	e oモバイル3 G契約者より、EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、e oモバイル3 G契約者は2（料金額）に規定するEM chip再発行手数料の支払いを要します。
	登録証・契約内容証明書再発行手数料	e oモバイル契約者からの請求により、当社が通知するID、パスワードなどの再発行、もしくは付加機能の内容の変更などに伴い、ID、パスワードなどを記載した登録証を再発行する場合、または契約内容証明書を再発行する場合、e oモバイル契約者は2（料金額）に規定する登録証・契約内容証明書再発行手数料の支払いを要します。
料金明細類発行手数料	e oモバイル契約者からの請求により、そのe oモバイルに関する料金の請求書または口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を受けたときは、e oモバイル契約者は2（料金額）に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。	

	<p>支払証明書発行手数料</p> <p>e oモバイル契約者からの請求により、そのe oモバイルの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったe oモバイルの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行を受けたときは、e oモバイル契約者は2（料金額）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。</p>
<p>(2) 手続きに関する料金の適用除外または減額適用</p>	<p>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ e oモバイル3 G契約の申し込みと同時に、当社のe o光ネットもしくはe o光電話の契約の申し込みを行い、その両方の申し込みの承諾を受けたときは、契約事務手数料の額を2（料金額）の規定する額に0円を適用します。</p>

2 料金額

(1) 削除

(2) e oモバイル3 Gに係るもの

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
変更事務手数料	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
EM chip再発行手数料	1 請求ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)

(3) 削除

(4) (1)、(2)、(3) 以外のもの

料金種別	単位	料金額
(ア) 登録証・契約内容証明書再発行手数料	1の送付ごとに	258円 (税込額 278円)
(イ) 料金明細類発行手数料	1の送付ごとに	100円 (税込額 108円)
(ウ) 支払証明書発行手数料	支払証明書1枚ごとに	300円 (税込額 324円)

(注) (ウ)の支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代および郵送料(実費)が必要な場合があります。

第2表 工事費

特定事業者のE M O B I L E通信サービス契約約款（データ通信編）に規定する料金額と同額とします。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成20年11月1日から平成21年2月1日までの間にe oモバイル契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、そのe oモバイルの提供を開始した日を含む料金月から2ヶ月間については、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)および第2(パケット通信料)の2(料金額)に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年8月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、改正前のe oモバイル契約約款の規定により締結しているe oモバイル契約者の契約については、この改正規定実施の日において、改正後のこの規定により締結したe oモバイル3G契約とみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。
 - 2 平成22年9月1日から平成22年10月31日までの間に、PHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいてPHSデータ通信サービスを解約し、e oモバイル3G契約（7.2Mコースに限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用します。
 - 3 この附則2に規定する申し込みを当社が承諾する場合、当社は申し出により次に掲げるいずれかの料金額を当該e oモバイル3Gの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2年間適用します。ただし、当該e oモバイル3G契約の提供開始後は次に掲げる料金額の変更の受付は行いません。なお、当該e oモバイル3G契約の提供の開始月とその翌月については、次に掲げるいずれかの料金額にかかわらず基本使用料およびパケット通信料に0円を適用します。
 - (1) 料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料の額に代えて2,980円を適用します。なお、この基本使用料には、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（1）に規定するパケット通信料の適用を含むものとし、第32条（パケット通信料の支払義務）に係わらず、パケット通信料の支払いを要しません。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（4）に規定する複合利用割引を適用する場合は、アに規定する最大パケット通信料および料金額4,680円に代えて基本使用料1,980円を適用します。
 - (2) 料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料から500円減額して適用します。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（2）のパケット通信量を11,925パケット、支払を要しない料金を500円に代えて適用します。
- (注) この附則3の（1）（2）の規定により適用を受けた当該e oモバイル3G契約について最低利用期間内に解除などがあった場合の料金の適用については、この附則3の（1）（2）の規定する基本使用料に係わらず、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）に規定する料金額を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。
 - 2 平成22年11月1日からPHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）より、当社が別に定める方法並びに条件に基づいてPHSデータ通信サービス契約を解約し、e oモバイル3G契約（7.2Mコースに限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用します。
 - 3 この附則2に規定する申し込みを当社が承諾する場合、当社は申し出により次に掲げるいずれかの料金額を当該e oモバイル3Gの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2年間適用します。ただし、当該e oモバイル3G契約の提供開始後は次に掲げる料金額の変更の受付は行いません。なお、当該e oモバイル3G契約の提供の開始月とその翌月については、次に掲げるいずれかの料金額にかかわらず基本使用料およびパケット通信料に0円を適用します。
 - (1) 料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料の額に代えて2,980円を適用します。なお、この基本使用料には、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（1）に規定するパケット通信料の適用を含むものとし、第32条（パケット通信料の支払義務）に係わらず、パケット通信料の支払いを要しません。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（4）に規定する複合利用割引を適用する場合は、アに規定する最大パケット通信料および料金額4,680円に代えて基本使用料1,980円を適用します。
 - (2) 料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料から500円減額して適用します。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（2）のパケット通信量を11,925パケット、支払を要しない料金を500円に代えて適用します。
- (注) この附則3の（1）（2）の規定により適用を受けた当該e oモバイル3G契約について最低利用期間内に解除などがあった場合の料金の適用については、この附則3の（1）（2）の規定する基本使用料に係わらず、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）に規定する料金額を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。
- 2 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、e oモバイルW i M A X契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当該e oモバイルW i M A Xの提供を開始した月とその翌月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（3）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。
- 2 平成23年3月1日から平成23年5月10日までの間に、e oモバイルW i - F i スポット契約の

申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。

（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年5月11日から実施します。

2 平成23年5月11日から平成23年7月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成23年3月1日改正規定の附則2に規定する適用を受けた場合は、この平成23年5月11日からの附則2に規定する適用は対象外となります。

（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

（無線事業における利用に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている契約者回線であって、無線事業の用に供されているものについては、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

2 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成23年7月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規

定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

- 3 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。

（注）この附則3の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
- 2 平成23年8月1日改正規定の附則2中「平成23年10月31日まで」を「平成24年1月31日まで」に、「平成23年7月31日まで」を「平成23年10月31日まで」に改めます。
- 3 平成23年8月1日改正規定の附則3中「平成23年10月31日まで」を「平成24年1月31日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
- 2 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成24年1月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。

4 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。

(注) この附則3および附則4の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。
- 2 平成24年2月1日改正規定の附則2中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に、「平成24年1月31日まで」を「平成24年4月1日まで」に改めます。
- 3 平成24年2月1日改正規定の附則3中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に改めます。
- 4 平成24年2月1日改正規定の附則4中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
- 2 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成24年5月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月につい

- ては、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。
- 4 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。
（注）この附則3および附則4の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 5 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含まれます。）、当該e oスマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引期間（24カ月）と当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月を含めた24カ月で重複する期間については、当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの基本使用料を料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。
（注1）この附則5の適用については附則4と重複して適用されます。なお、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
（注2）当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引の条件を満たさなくなった場合には、この附則5に規定するe oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの基本使用料の割引も廃止します。
- 6 平成24年8月31日までにe oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの利用を開始されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含まれます。）で、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの申し込みがあり、当該e oスマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引が適用された場合、附則5に準じて取り扱います。その場合、当該e oスマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引期間（24カ月）と重複する期間については、当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの基本使用料を料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。
- 7 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、平成24年5月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 21Mコースを提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 21Mコースの解除と同時にe oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 21Mコースについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
（注）この附則7の適用により申し込まれたe oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

2 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成24年8月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。

4 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。

(注) この附則3および附則4の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

5 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当該e oスマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引期間（24カ月）と当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月を含めた24カ月で重複する期間については、当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの基本使用料を料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。

(注 1) この附則5の適用については附則4と重複して適用されます。なお、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

(注 2) 当社が別に定める e o スマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引の条件を満たさなくなった場合には、この附則 5 に規定する e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプの基本使用料の割引も廃止します。

6 平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日までに e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプの利用を開始されている場合 (当社がその申し込みを承諾した場合も含まれます。) で、平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日までの間に、当社が別に定める e o スマートリンクプレミアムパックの申し込みがあり、当該 e o スマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引が適用された場合、附則 5 に準じて取り扱います。その場合、当該 e o スマートリンクプレミアムパックで規定するパック割引期間 (2 4 カ月) と重複する期間については、当該 e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプの基本使用料を料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 2 の (2) ウに規定する額から 480 円を割引して適用します。

7 平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日までの間に、平成 2 4 年 8 月 3 1 日までに当社が別に定める e o 光ネットの利用を開始されており、かつ、e o モバイル 3 G 7. 2 M コースまたは e o モバイル 3 G 2 1 M コースを提供を開始した月の翌月から 2 2 カ月目以降の e o モバイル 3 G 契約者から当該 e o モバイル 3 G 7. 2 M コースまたは e o モバイル 3 G 2 1 M コースの解除と同時に e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第 1 表第 5 (手続きに関する料金) 2 の (2) に規定する契約事務手数料に規定する額に 0 円を適用し、かつ、解除した e o モバイル 3 G 7. 2 M コースまたは e o モバイル 3 G 2 1 M コースについて、第 9 条 (最低利用期間) に規定する最低利用期間内であっても、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 適用 (2) に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

(注) この附則 7 の適用により申し込まれた e o モバイル 3 G 4 2 M コース 光ハイブリッドタイプ契約については、第 9 条 (最低利用期間) の規定は適用されます。

8 平成 2 2 年 9 月 1 日改正規定の附則 2 および附則 3 もしくは平成 2 2 年 1 1 月 1 日改正規定の附則 2 および附則 3 の適用を受けている e o モバイル 3 G 契約者 (7. 2 M コース USB タイプに限ります。) で、かつ、当該 e o モバイル 3 G 7. 2 M コース USB タイプを提供を開始した月の翌月から 2 2 カ月目以降の場合で、当該 e o モバイル 3 G 契約者から平成 2 4 年 9 月 1 日から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの間に、当該 e o モバイル 3 G 7. 2 M コース USB タイプの解除と同時に当社が別に指定する e o モバイル 3 G 7. 2 M コース USB タイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は、料金表第 1 表第 5 (手続きに関する料金) 2 の (2) に規定する契約事務手数料に規定する額に 0 円を適用し、かつ、解除した e o モバイル 3 G 7. 2 M コース USB タイプについては、第 9 条 (最低利用期間) に規定する最低利用期間内であっても、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 適用 (2) に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

9 この附則 8 に規定する申し込みを当社が承諾する場合、当社は申し出により次に掲げるいずれかの料金額を当該 e o モバイル 3 G の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から 2 年間適用します。

(1) 料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 2 の (2) の基本使用料の額に代えて 2, 9 8 0 円を適用します。なお、この基本使用料には、料金表第 1 表第 2 (パケット通信料) 1 の (1) に規定するパケット通信料の適用を含むものとし、第 3 2 条 (パケット通信料の支払義務) に係わらず、パケット通信料の支払

いを要しません。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（4）に規定する複合利用割引を適用する場合は、アに規定する最大パケット通信料および料金額4,680円に代えて基本使用料1,980円を適用します。

(2) 料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料から500円減額して適用します。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（2）のパケット通信量を11,925パケット、支払を要しない料金を500円に代えて適用します。

(注1) この附則9の（1）（2）の規定により適用を受けた当該e oモバイル3G契約について最低利用期間内に解除などがあった場合の料金の適用については、この附則9の（1）（2）の規定する基本使用料に係わず、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）に規定する料金額を適用します。

(注2) この附則9に規定する適用期間終了後については、料金表に規定する料金が適用されます。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

2 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成24年10月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。

4 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。

(注) この附則3および附則4の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

5 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額

から480円を割引して適用します。

(注1) この附則5の適用については附則4と重複して適用されます。なお、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

6 平成24年1月1日から平成25年1月31日までの間に、平成24年10月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースを提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースの解除と同時にe oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

(注) この附則6の適用により申し込まれたe oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
- 2 平成24年12月1日から料金表第1表料金 第3 付加機能利用料 2 料金額に規定するホームページ閲覧規制機能の申込の受付は行いません。なお、平成25年3月31日をもってホームページ閲覧規制機能の提供を終了します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
- 2 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成25年1月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

- 3 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハ

- イブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から2 4カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から720円を割引して適用します。
- 4 平成2 5年2月1日から平成2 5年3月3 1日までの間に、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から2 4カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。
- 5 平成2 5年2月1日から平成2 5年3月3 1日までの間に、e oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から2 4カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。
- （注1）この附則3の適用については附則4と重複して適用されます。
- （注2）この附則3、附則4および附則5の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 6 平成2 5年2月1日から平成2 5年3月3 1日までの間に、e oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から2 4カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。
- （注1）この附則6の適用については附則5と重複して適用されます。なお、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 7 平成2 5年2月1日から平成2 5年3月3 1日までの間に、平成2 5年1月3 1日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3 G 7. 2 Mコースまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコースを提供を開始した月の翌月から2 2カ月目以降のe oモバイル3 G契約者から当該e oモバイル3 G 7. 2 Mコースまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコースの解除と同時にe oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3 G 7. 2 Mコースまたはe oモバイル3 G 2 1 Mコースについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
- （注）この附則7の適用により申し込まれたe oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成2 5年3月1日から実施します。

- 2 平成22年9月1日改正規定の附則2および附則3もしくは平成22年11月1日改正規定の附則2および附則3の適用を受けているe oモバイル3G契約者(7.2Mコース USBタイプに限ります。)で、かつ、当該e oモバイル3G 7.2Mコース USBタイプを提供を開始した月の翌月から22カ月目以降の場合で、当該e oモバイル3G契約者から平成25年3月1日から平成25年10月31日までの間に、当該e oモバイル3G 7.2Mコース USBタイプの解除と同時に当社が別に指定するe oモバイル3G 7.2Mコース USBタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は、料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(2)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース USBタイプについては、第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1(基本使用料)1適用(2)に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
- 3 この附則2に規定する申し込みを当社が承諾する場合、当社は申し出により次に掲げるいずれかの料金額を当該e oモバイル3Gの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2年間適用します。
- (1) 料金表第1表第1(基本使用料)2の(2)の基本使用料の額に代えて2,980円を適用します。なお、この基本使用料には、料金表第1表第2(パケット通信料)1の(1)に規定するパケット通信料の適用を含むものとし、第32条(パケット通信料の支払義務)に係わらず、パケット通信料の支払いを要しません。また、料金表第1表第2(パケット通信料)1の(4)に規定する複合利用割引を適用する場合は、アに規定する最大パケット通信料および料金額4,680円に代えて基本使用料1,980円を適用します。
- (2) 料金表第1表第1(基本使用料)2の(2)の基本使用料から500円減額して適用します。また、料金表第1表第2(パケット通信料)1の(2)のパケット通信量を11,925パケット、支払を要しない料金を500円に代えて適用します。
- (注1) この附則3の(1)(2)の規定により適用を受けた当該e oモバイル3G契約について最低利用期間内に解除などがあった場合の料金の適用については、この附則3の(1)(2)の規定する基本使用料に係わらず、料金表第1表第1(基本使用料)2の(2)に規定する料金額を適用します。
- (注2) この附則3に規定する適用期間終了後については、料金表に規定する料金が適用されます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
- 2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成25年3月31日までに、料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。
- (注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引

に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から720円を割引して適用します。

4 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）イに規定する額から500円を割引して適用します。

5 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から500円を割引して適用します。

（注1）この附則3の適用については附則4と重複して適用されます。

（注2）この附則3、附則4および附則5の適用については、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が500円を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

6 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。

（注1）この附則6の適用については附則5と重複して適用されます。なお、提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

7 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、平成25年3月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースを提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースの解除と同時にe oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコースまたはe oモバイル3G 2.1Mコースについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

（注）この附則7の適用により申し込まれたe oモバイル3G 4.2Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
- 2 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成25年6月30日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。
(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。
- 3 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。
(注 1) 提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 4 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、平成25年6月30日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプを提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
(注) この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。
- 5 この改正規定の実施の日において、e oモバイル3G 42Mコース 光ハイブリッドタイプ契約はe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約に変更します。
- 6 この改正規定の実施の日から、e oモバイル3G 7.2Mコース 光ハイブリッドタイプおよびe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの新規申込の受付は行いません。

- 7 この改正規定の実施前に旧規定に基づき、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプまたはe oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの申し込みにより、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する額から500円を割引する適用については、この改正規定の実施の日以降は適用されないものとします。ただし、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース 光ハイブリッドタイプの料金表第1表第1（基本使用料）に規定する額から720円を割引する適用については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定の実施前に旧規定に基づき、平成25年6月30日までにe oモバイル3 G 4 2 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、この改正規定の実施の日において、e oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約になったことを理由に当該契約者からe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の解除の申し出があり、その申し出が平成25年8月1日から平成25年12月31日までの間であった場合、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
- 9 この改正規定の実施前に旧規定に基づき支払い、支払わなければならなかった基本使用料その他債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。
- 2 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成25年9月1日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。
（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。
- 3 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、e oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から480円を割引して適用します。
（注1）提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 4 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、平成25年9月1日までに当社が別に定

めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3 G 2 1 Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から2 2 カ月目以降のe oモバイル3 G契約者から当該e oモバイル3 G 7. 2 Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3 G 2 1 Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3 G 7. 2 Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3 G 2 1 Mコース USBタイプについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

（注）この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3 G 2 1 Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されず。

5 平成2 5年9月2日から平成2 5年1 2月1日までの間に、e oモバイルW i M A X ルータータイプ契約の申し込みがあり（ただし、当社が別に定める条件に基づきます。）、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は当該e oモバイルW i M A X ルータータイプの提供を開始した月およびその翌月から2 4カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（3）に規定する額から700円を割引して適用します。

（注1）提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

6 この改正規定の実施の日から、e oモバイル3 G 7. 2 Mコース ルータータイプの新規申込の受付は行いません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成2 5年1 0月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成2 5年1 2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成2 5年1 2月2日から実施します。

2 平成2 5年1 2月2日から平成2 6年1月3 1日までの間に、e oモバイルW i - F i スポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルW i - F i スポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成2 5年1

2月1日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

3 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含まれます。）、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から800円を割引して適用します。

（注1）提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

4 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、平成25年12月1日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

（注）この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月16日から実施します。
- 2 平成25年12月15日までにe oモバイル契約者から1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の追加の請求があり、当社がその請求を承諾している場合、過去の請求の内容に関わらず、当該請求のあったメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積容量を5GBに変更します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
- 2 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成26年1月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。
(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。
- 3 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から800円を割引して適用します。
(注1) 提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。
- 4 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、平成26年1月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。
(注) この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- 2 本改正規定より前の附則中に記載された料金額（各々の附則により本約款に規定する額に代えて適用

する料金額、および減額について規定した料金額等)の適用については、これら料金額を1.05で除算した額に適用時点の消費税相当額を加算した額(小数点以下を切り捨てた額とします。)を用いるものとします。

- 3 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成26年3月31日までに、料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則3に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則3の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

- 4 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合(当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。)、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(2)ウに規定する額から762円(税込額 822円)を割引して適用します。

(注1) 提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

- 5 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、平成26年3月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(2)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1(基本使用料)1適用(2)に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

(注) この附則5の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条(最低利用期間)の規定は適用されます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
- 2 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成26年6月30日までに、料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(1)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(1)に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

- 3 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合(当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。)、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1(基本使用料)2の(2)ウに規定する額から762円(税込額 822円)を割引して適用します。

(注) 提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

- 4 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、平成26年6月30日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5(手続きに関する料金)2の(2)に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース(光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ)またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1(基本使用料)1適用(2)に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

(注) この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条(最低利用期間)の規定は適用されます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
- 2 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成26年8月31日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

(注) この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

- 3 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合で、かつ、当社が別に定めるe oスマートリンクプレミアムパックの利用されている場合（当社がその申し込みを承諾した場合も含みます。）、当社は当該e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプの提供を開始した月およびその翌月から24カ月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）ウに規定する額から762円（税込額 822円）を割引して適用します。

(注) 提供を開始した月においては、日割りした基本使用料が割引額を下回る場合は、その日割りした基本使用料の額を割引額の上限とします。

- 4 平成26年9月1日から平成26年9月30日までの間に、平成26年8月31日までに当社が別に定めるe o光ネットの利用を開始されており、かつ、e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの提供を開始した月の翌月から22カ月目以降のe oモバイル3G契約者から当該e oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプの解除と同時にe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、e oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約の申し込みに関する料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、解除したe oモバイル3G 7.2Mコース（光ハイブリッドタイプ、ルータータイプ、USBタイプ）またはe oモバイル3G 21Mコース USBタイプについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

(注) この附則4の適用により申し込まれたe oモバイル3G 21Mコース 光ハイブリッドタイプ契約については、第9条（最低利用期間）の規定は適用されます。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- 平成24年9月1日改正規定の附則8および附則9または平成25年3月1日改正規定の附則2および附則3の適用を受けたe oモバイル3G契約者（7. 2Mコース USBタイプに限ります。）の基本使用料については、当該附則および、料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の規定に係わらず、本改正規定の実施日が属する暦月より、次に掲げるいずれかの料金額を適用します。

定額プラン	料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料の額に代えて2,839円（税込額3,066円）を適用します。 なお、この基本使用料には、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（1）に規定するパケット通信料の適用を含むものとし、第32条（パケット通信料の支払義務）に係わらず、パケット通信料の支払いを要しません。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（4）に規定する複合利用割引を適用する場合は、アに規定する最大パケット通信料および料金額4,458円（税込額4,814円）に代えて基本使用料1,886円（税込額2,036円）を適用します。
従量プラン	料金表第1表第1（基本使用料）2の（2）の基本使用料に代えて477円（税込額515円）を適用します。また、料金表第1表第2（パケット通信料）1の（2）のパケット通信量を11,925パケット、支払を要しない料金を477円（税込額515円）に代えて適用します。
備考	このプランの適用を受けた当該e oモバイル3G契約について、最低利用期間内に解除などがあった場合の料金の適用については、この附則2の規定に係わらず料金表第1表第1（基本使用料）1の（2）に規定する料金額を適用します。

- この附則2の適用を受けたe oモバイル3G契約者は、前表に規定するプランの変更を希望する場合は所定の方法により当社に申し出るものとします。なお、プランの変更は暦月単位で実施するものとし、その変更の申し出を当社が承諾した日の属する月の翌暦月より適用します。
- この附則3に規定するプランの変更を適用した場合は、当該e oモバイル3G契約者は、料金第1表第5（手続きに関する料金）2の（2）に規定する変更事務手数料支払うものとします。ただし、平成24年9月1日改正規定の附則9（2）または平成25年3月1日改正規定の附則3（2）に規定する料金の適用を受けたe oモバイル3G契約者の従量プランへの初回の変更時においては変更事務手数料の支払いを要しないものとします。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、e oモバイルWi-Fiスポット契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、当社は料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルWi-Fiスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円を適用します。ただし、平成26年11月30日までに、料金表第1表第5（手続きに関する料金）2の（1）に規定する契約事務手数料に規定

する額に0円を適用し、かつ、当該e oモバイルW i - F iスポットの提供を開始した月とその翌月および翌々月については、料金表第1表第1（基本使用料）2の（1）に規定する料金額にかかわらず基本使用料に0円の適用を受けた場合は、この附則2に規定する適用は対象外となります。

（注）この附則2の適用については、1の契約者につき最大5契約までとします。ただし、複合利用割引に係るe o光ネットの契約が複数ある場合は、この限りではありません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。
- 2 平成27年2月2日からe oモバイルの新規申込の受付は行ないません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。
- 2 平成27年3月30日以降に、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいてe oモバイルW i M A X契約者から当該e oモバイルW i M A Xの契約の解除と同時に当社が別に提供するm i n e o通信サービスの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、解除したe oモバイルW i M A Xについて、第9条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内であっても、料金表第1表第1（基本使用料）1適用（2）に規定する最低利用期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用については対象外となります。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
- 2 平成28年3月31日をもってe oモバイルW i - F iスポットを終了します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。
- 2 平成28年6月30日をもってe oモバイルWiMAXを終了します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。
- 2 本改正規定の実施日において、e o I Dを保有するe oモバイル契約者については、同日をもってe o I D利用規約を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。